

26-No.3 平成26年7月30日

「露店など開設時にともなう防火指導について」

千曲坂城消防本部では、平成25年8月15日に京都府福知山市の花火大会会場で発生し、死者3名、負傷者56名という甚大な被害をもたらした火災を受け、屋外で祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の観客等が参加する催しや行事（以下「催し等」という。）の主催者及び火気を使用する露店などの関係者の皆さんに対して、消火器の設置や火災予防の徹底をお願いすることを目的に、火気を使用する露店等の開設を伴う屋外催し等を開催される場合には、あらかじめ所轄の消防署に「露店等の開設届出書」の提出をお願いしております。

なお、開設届出書の提出により、所轄の消防署で事前指導や現地指導をさせていただく場合がありますので、よろしくお願いいたします。



※ 火気を使用する露店などとは、液体、固体、気体燃料を使用する器具及び電気を熱源とする器具又は使用に際し火災の発生の恐れのある器具を使用するものになります。



問い合わせ先
千曲坂城消防本部
予防課 予防係
電話 (代)026-276-0119